

ケース&確認書類で学ぶ

相続手続き


ゼミナール

執筆：税理士事務所SBL所長・税理士

八木正宣 会計事務所等での勤務を経て平成16年税理士事務所SBLを開設。企業支援と相続関連業務に強み

Study 5 「公正証書遺言」で確認すべきポイント

預金者であるお父様が亡くなり、息子さん（長男）が遺言執行者として相続手続きに来店されました。公正証書遺言を持参されたのですが、どのような点に留意して手続きを行えばよいでしょうか。



相続が発生した場合の遺産分割の目安として、民法では、被相続人の遺産を取得する権利がある人（法定相続人）と、遺産を取得する割合（法定相続分）を定めています。

一方で、生前の被相続人が法定相続人に法定相続分どおりに遺産分割されることを望んでいないこともあります。例えば「特定の法定相続人に多く相続させたい」「相続人以外の人に遺贈したい」といった「遺思」がある場合、その遺思を遺産分割に反映させるために記すのが「遺言」です。

遺言は、紙に書けば何でもよいというのではなく、民法に定め

る方式に従わなければならない。前回解説した自筆証書遺言のほか、公正証書遺言が一般的に利用されている方式です。

公正証書遺言は、公証役場で公証人に作成してもらった遺言のことです。証人2人の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に伝えて公証人が筆記し、それに遺言者、証人および公証人が自署押印することにより作成します。この自署押印したものが原本となります。

原本は公証役場に保管され、遺言者は正本、謄本を1部ずつ受け取ります。遺言者本人が保有することになります。仮に紛失した場合には公証役場にて再発行できるためより安全に遺言の執行ができる点はメリットといえます。

他方、デメリットは作成に一定の費用がかかること、内容を公証人と2人の証人に知られることなどが挙げられます。

また、公正証書遺言は、自筆証書遺言による相続手続きの際に必要な検認が不要です。自筆証書遺言

言は、遺言者本人がその責任において作成するものであり、遺言の様式を満たしているかどうか家庭裁判所の検認を受けなければなりません。それに対し、公正証書遺言は、法律上適法かどうかをチェックしたうえで、遺言者本人の意思に基づいた内容であることを公証人が公的に証明しています。法律上の信頼性が担保されていることから、家庭裁判所の検認は不要とされているのです。

遺言執行者の指定や来店者との一致を確認

公正証書遺言では、公証人からの提案もあり、遺言執行者が指定されていることは少なくありません。遺言執行者とは、遺言の内容に基づいて、遺産の名義変更等手続きを行う権限がある者をいいます。相続人が複数人いる場合、相続手続きは煩雑になりがちですが、遺言執行者が指定されていれば、相続人の代表として単独で手続きを進めることが可能です。

公正証書遺言の中で遺言執行者

が指定されている場合には、相続預金の名義変更等手続きを行うことになるので、金融機関は遺言執行者以外の申し出に応じることが

ないよう留意しましょう。今回のケースの場合、遺言者である近代義信さんの公正証書遺言（サンプル）によると、相続預金

の受遺者は預金者の妻である清子さんです。長男である拓郎さんが遺言執行者として指定されています。

相続預金の名義変更等の手続きについては、預金の受遺者ではなく、遺言執行者が行うこととなります。金融機関の対応としては、来店者が遺言執行者である拓郎さんであることを公正証書遺言と拓郎さんの印鑑証明書（金融機関によって異なるが、発行日より6ヵ月以内のもの）により確認しま

形式で公正証書遺言であることを確認

記載された相続預金情報を確認

記載されていない相続預金が存在する場合、記載外の財産の承継者を確認

手続きに来店した人との一致の確認も行う

公証人の署名押印を確認

サンプル●公正証書遺言

平成25年第302号

遺言公正証書 正本

本職は、平成25年9月10日、遺言者近代義信の囑託により証人 現代 進、証人 古代 達也の立会のもと、次のとおり遺言者の口授を筆記して、この証書を作成する。

1条 遺言者は、その所有する次の財産を妻清子に相続させる。

一、土地
所在 東京都中野区中野
地番 205番地
地目 宅地
地積 200㎡

一、家屋
所在 東京都中野区中野205番地
家屋番号 205番
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 87㎡ 2階 87㎡ 合計174㎡

一、東中野信用金庫 東中野支店に所在する下記預金
普通預金 口座番号 1357934
定期預金 口座番号 9753156

2条 遺言者は、上記以外の一切の財産を遺言者の長男拓郎に相続させる。

3条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、上記長男拓郎を指定する。遺言者は、遺言執行者に対し預貯金の名義変更、払い戻し及び解約その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権限を与える。

本旨外要件
東京都中野区中野205番地
遺言者 近代 義信
(昭和19年1月9日生)

～中略～
上記遺言者及び証人に読み聞かせた処各筆記の正確なることを承認し次に署名押印する。
近代 義信 ⑩
現代 進 ⑩
古代 達也 ⑩

この証書は、平成25年9月10日本職役場において、民法第969条第1号ないし第4号の方式に従い作成し、同条第5号にもとづき、次に署名押印する。
東京都中野区中野●●
東京法務局所属
公証人 中野かの ⑩

この正本は公正証書の原本によって作成し、囑託人 近代義信に交付するものである。
平成25年9月10日本職役場において
東京都中野区中野●●
東京法務局所属
公証人 中野かの ⑩

POINT

- 公正証書遺言に遺言執行者の指定がある場合、その人が相続預金の手続きを行う
- 公正証書遺言で遺言執行者と対象となる相続預金を確認

